

○議長（中西峰雄君）次に、順番18、9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に、買い物難民についてということで質問させていただきます。

郊外に大型スーパーなどが進出したため、地域のスーパーの閉店や商店街の衰退などで、日常の買い物に困る買い物難民が深刻な問題となっており、社会情勢の大きな変化に伴い、買い物弱者の支援が求められています。

商品代より高いタクシー代を払って買い出しに行く独居老人、車の運転ができず、家族の支援も得られずに、生鮮食品などの買い物に困る高齢者、コンビニのお総菜やインスタントラーメン、さらには買い置きした缶詰やレトルト食品で食事を済ませるといふ食の貧困まで招いている実態であります。

今後も著しい高齢社会を迎える地域が存在することから、買い物のみならず、生活全般にわたる深刻な問題であります。

橋本市においても、現状を調査され、支援策をとる必要があると考えますので、以下の質問をさせていただきます。

①橋本市の現状調査は行っていただいておりますか。

2番、市内の循環バス、コミュニティバスの移送支援はどのように検討されておられますか。

3番、宅配サービスや移動販売を民間参入で行うことはできませんか。

④小規模の公設民営の買い物などができる

施設を設けてはいかがですか。

5番、自治体の条例で営利目的の使用は原則禁止されているが、公益性が高ければ、柔軟に対応できるよう、今後検討していただいておりますか。

2番目の質問は、住宅用火災警報器の設置についてであります。

近年、住宅火災による死者数が増加し、建物の火災による死者の9割近くを占めていることから、消防法の一部を改正する法律が公布され、全国一律すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられることになりました。

新築住宅は、平成18年6月1日から義務付けられ、既存の住宅は猶予期間を置き、平成23年6月1日から義務付けられることになっております。火災報知器設置率を高めるために、各種団体をはじめ、消防関係者が連携を図りながら、より一層の広報活動を通じて普及させる必要があると考えます。これまでの取り組みについてお伺いいたします。

①既存住宅の設置状況及び設置場所についてお聞きいたします。

②購入価格と設置費用についてお聞きいたします。

3番、高齢者や障がい者などの世帯及び生活困窮者への支援対策はあるのですか。

4番、悪質な訪問販売への対策はどのようにしていただいておりますか。

5番、今後、普及強化の取り組みについて、どのように呼びかけていくのかお答えください。

3番は、自動体外式除細動器のAEDの点検についてお伺いいたします。

救命処置用のAEDを設置している施設において、日常点検を実施していないがために、故障や不具合などで作動しなかった事案が相次ぎ報道されております。消防隊員が心肺停止状態の患者に対しAEDを使用しましたが、故障で正常に動かなかつたために蘇生せずに病院転送後に死亡したという痛ましいニュースが増えておりますので、対策が今後急務になっております。

橋本市も現在、市役所や学校など、人が多く集まる場所にAEDを設置されておりますが、実際、緊急時に使えなければ生死にかかわる深刻な問題でございます。今後、設置者が責任を持って日常点検を習慣付けることが大切であると思っておりますので、以下の質問をいたします。

①現在、AEDは市内に何箇所設置されてございますか。

2番、AEDの作動確認に関する調査を行っていただいておりますか。

3番、電極パッドやバッテリーは、2年から5年ごとに交換されておりますか。

4番、実際にAEDを使用した回数ほどの程度あるのですか。

5番、AEDの設置者に担当者を決めて日常点検をされてございますか。

以上でございます。1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君の一般質問に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（神谷重廣君）登壇〕

○消防長（神谷重廣君）はじめに、住宅用火災警報器のご質問にお答えします。

1970年代後半、アメリカでは、義務付けが始まった住宅用火災警報器の普及に伴い、住宅火災の死者数がピーク時の半数程度にまで減少した事実から、我が国においても、全住

宅について、寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けされ、平成23年6月1日から、既存住宅への義務化が施行されることとなっております。

まず、1点目の住宅用火災警報器の設置状況であります。平成22年1月から2月にわたり、市内各地で住宅用火災警報器のアンケートを実施しましたところ、約35.3%の普及率となっております。なお、平成21年12月現在の全国の普及率は46.5%、和歌山県内の普及率は39.6%でありました。

次に、設置場所であります。取り付けが義務付けられているところは、就寝中に火災による発見の遅れや逃げ遅れることがないように、寝室及び寝室のある階の階段となっております。なお、台所や居間の設置については任意となっております。

具体的には、市の広報紙や消防本部のホームページに掲載を行っております。

2点目の購入価格と設置費用についてであります。メーカー及び機能別にも異なりますが、標準的な住宅用火災警報器ですと、1個約3,000円から4,000円ぐらいのものが主流となっております。また、設置費用は販売店によりまちまちで、購入時に確認していただくようお願いしております。なお、このような住宅用火災警報器は、乾電池式で、ねじなどで簡単に取り付けるものであります。さらに、購入については、共同購入を導入することも普及効果が認められることから、地域における取り組みの一つとして提案してまいります。

次に、3点目の高齢者や障がい者等の支援対策についての質問であります。本市の支援策といたしましては、現在のところ実施していません。

次に、4点目の悪質な訪問販売への対策であります。幸い、橋本市では悪質訪問販売

の被害は出ていませんが、悪質訪問販売が認められれば、消防車等で広報し、注意喚起を行うとともに、関係機関等への通報も行います。また、和歌山県消防長会のネットワークで不正取引情報を県下消防本部で共有するなど、被害の未然防止に努めています。さらに、このような不適正販売について、地域広報紙などに掲載し、広く広報しています。

最後に、5点目の今後の取り組みについてですが、一般家庭の防火訪問について、設置状況調査や設置指導等を行うとともに、本年度消防本部の重点施策として火災予防運動期間中において、大型店舗での店内放送や消防車による啓発活動を行い、市民からの相談や問い合わせにきめ細やかに対応し、粘り強く普及推進に取り組んでまいります。

また、消防団をはじめ、地域の方々の協力も得ながら、防災訓練やイベント等において普及に向けた活動を行います。

今後とも引き続き、市民の安全で安心して暮らせるまちづくりを実現させるため、火災を未然に防止させることとあわせて、住宅用火災警報器の普及に向けた取り組みを行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、自動体外式除細動器（AED）の点検についてのご質問についてお答えします。

市民がAEDを用いて早期除細動を行うことが心停止傷病者の救命に有効であるとし、市民がAEDを用いて除細動を積極的に行うことが推奨され、市民による除細動が行えることになりました。その有効性及び必要性が認識され、当市においても、公共施設等人が多く集まる場所に年々設置が増加されているところでもあります。

一方、他市において、救急事案でAEDの不具合も報告され、消防本部としても憂慮すべきことと考えております。当消防本部にお

いてこのような事故が起きないように、AEDの維持管理の徹底に努めてまいります。

最初に、1点目の現在AEDは市内で何箇所設置されていますかについてですが、市関係の設置については、総務課関係では市民会館、健康課関係では市役所に各1箇所をはじめ、こども課関係施設16箇所、学校教育課関係施設32箇所、社会教育課関係施設3箇所、中央公民館関係施設11箇所、市民病院2箇所、消防本部の合計67箇所です。

次に、2点目のAEDの作動確認に関する調査を行っていますかについてですが、本年5月に、市健康課が、県から5月1日付、設置施設の調査アンケート依頼を受け、関係課にその調査を行っています。その結果はすべて正常でした。

次に、3点目の電極パッドやバッテリーは2年から5年ごとに交換されていますかについてですが、市設置のAEDは買い取りとレンタルの2種類があります。買い取りとしては消防本部、市民病院、保育園等があります。買い取りですので、消防本部、市民病院は、有効期限の範囲で定期的に交換しています。保育園については購入が新しく、今後定期的に交換予定です。

レンタルしている各課については、SECOMと5年のレンタル契約をしており、2年から3年に1回の割合で定期的に交換することになっています。

次に、4点目の実際にAEDを使用した回数ほどの程度でありますかについてですが、市の施設での実際の使用はありません。なお、消防本部では、救急出動において、平成21年中に、6人に対し延べ10回行っています。

次に、5点目のAEDの設置者に担当者を決めて日常点検をさせていますかについてですが、消防本部では毎朝勤務交代後、救急隊が点検を実施しています。その他、市関係施

設におきましても、ほとんどの施設で担当者を決め、点検を実施しております。

なお、学校教育課関係の各学校はAEDを職員室に設置しており、日常的に確認しています。特に、担当者を決めて日常点検を実施している学校は、小学校3校、中学校3校となっています。しかし、安全性を高めるためにも、今後は担当者による点検の実施に努めてまいります。

こども課関係の各保育園ではAEDの設置が新しく、今後、日常点検者を設置する予定です。

参考になりますが、消防本部では平成17年度から、AED使用による普通救命講習会等を実施しております。平成21年度は普通救命講習を計29回、応急手当指導が64回、総計93回、延べ2,142人に、AEDの使用方法等について実施しております。

講習会において、AED使用法のほか日常の維持点検の重要性も指導してまいりましたが、今後、講習会において一層維持管理の徹底を図るよう指導してまいりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）続きまして、買い物難民についての2点目の市内循環バスの移送支援はどのように検討されていますかとのご質問にお答えをさせていただきます。

橋本市コミュニティバスは、現在、市内3ルートで運行しており、各ルートとも公共施設の利用や買い物等の利用者の方々に配慮した停留所を設けています。また、昨年10月のルート見直しの際には、市民から要望のあった停留所も新たに19箇所増設するとともに、土曜日の試験運行も開始し、買い物などの利便性の向上にも取り組んでいるところであります。

今後も、コミュニティバス1台を増車するとともに、ルートや停留所の配置の見直しを検討し、市民がより利用しやすい公共交通の確立をめざしてまいります。

コミュニティバス以外にも、現在8事業者が国の認可を受けて運行している福祉有償運送による福祉輸送サービスがあり、安価な料金で、障がい者や介護認定を受けている方が自宅から商店までの買い物などにも利用することができます。

また、介護認定を受けている買い物が困難な高齢者の場合は、介護保険制度を活用したホームヘルパーの買い物代行サービスなどを利用することもできます。

このような制度を活用していただけるよう、さらに周知を図ってまいりたいと考えますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）議員おただしの買い物難民についてお答えいたします。

高齢化や過疎化等の社会情勢の大きな変化に伴い、買い物の場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能が弱体化している地域が発生している昨今、こうした現象は、特に高齢者にとって大きな問題となっております。地域的には、高齢者の多くが暮らす過疎地や高度成長期に建てられた大規模団地等では深刻化しているとの報道もされております。

また、経済通産省は、本年の5月14日に、近隣商店街の衰退や交通手段の不足による日常の買い物が不自由ないわゆる買い物難民が全国で600万人にのぼると推計し、地域生活インフラを支える流通のあり方として報告された昨今であります。

以下、質問項目別にお答えをさせていただきます。

1点目についてでございますが、現在のところ調査は行っておりません。

3点目についてお答えいたします。既にご承知のとおり、市内でも一部の大型店舗等では、顧客サービスの一環として宅配サービスを導入しており、他の民間会社でも、食品や衣料品等日常的な商品の通信販売やカタログ販売等が行われている状況であります。

したがって、比較的公共交通機関が整備されている本市では、買い物に対する不自由さは少ないと思われま

す。国においては、商店街振興組合等が商業活性化を目的として宅配サービスに取り組む場合は、中小商業活力向上支援事業として、地域の自主的な取り組みを支援していきます。

次に、4点目の公設民営の店舗設置とのご質問でございますが、基本的に民間活力による取り組みを期待すべきものと考えております。また、買い物難民は、人または物の移動手段にあると思われま

すので、新たな投資による店舗設置は本対策には不向きと考えております。5点目の、公益性が高ければ、社会教育施設の営利目的使用に柔軟に対応できないかとのおた

だしでございますが、民間事業者の公的施設の活用に対する制度上の課題もあり、困難と思われま

すので、ご理解のほど、よろしくお願

い申し上げます。

失礼いたしました。先ほど答弁させていた

だきました、「経済産業省」を、「経済通産省」とお答えしましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時1分 休憩）

—————

（午後1時00分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議

を開きます。

一般質問を行います。

順番18、上田良治君の再質問ありますか。

9番 上田良治君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。それぞれ答弁をいただきまして、順番に基づいて、買い物難民についてから再質問をしていきたいと思

います。まず、本市での現状調査は行っていないというお答えをいただいたんですが、全国では600万人ですか、買い物難民がおられるということをお答えいただきました。当市についてもやはり、買い物難民と言われる方が実際どれぐらいおられるのかという調査をしていただきたいと思

います。ある自治体では、生鮮食品の販売所が近くにない地域とか、スーパーが1km以内

にない、そういった地域など、調べていただいております。

そして、昔は近所に買い物をすると

ころがあったんやけども、閉鎖してしまった地域とか、また、自動車の運転ができなくて買い物に困っておる方、こういった方は何人おられるかということ

を把握しておかないと、今後、いろんな国の支援をいただくと

か、そういった場合になっても、橋本市でどれだけおるのかな、どこの地域が

買い物難民と指定するとか、そういったことも実情を把握しておかなければなら

ないんじゃないかということ、今後についてはこの調査を行っていただ

けるんでしょうか。

す。

その理由といたしまして、議員がおっしゃられたように、各地区での商店街等の中で商店の閉鎖等々言われているところでございますが、市内各地区にはスーパーマーケットの大型店舗、農業の物産の直売所等々が存在しまして、割と買い物が比較的しやすい地域と考えております。また、市民生活共同組合の注文による各地区への配送、業者による宅配サービスなどの利用もございまして、いましばらくは本市の実情を鑑み、静観していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）いろいろと、橋本市内においても、そういった宅配とかインターネットを使って困難な方の支援をされておるところもあるんですが、橋本市についても中山間地域とか、コミュニティバスも走っていただいておりますが、走っていない地域もあるということもあるので、そういったこともある程度実態をつかんでいただきたいということで、これは今後について要望で結構です。また、取り組みを前向きに、いろいろとさせていただきたいと要望しておきます。

2番目の市内循環バスの移送支援、これについては部長からお答えいただいたんですが、これについては現在3ルート運行しておいて、この10月1日に改正をしていただいて、新ルート、新停留所も設けていただいて、西・中コース等については大型スーパーの前にもとまっただけのような体制づくりをとっていただいたということで、ある程度買い物における負担を減らしていただいておりますのは重々よくわかっておるのですが、しかしながら、東ルートについてはまだまだ対策が今後に向けて欠けておる、現状的にはね。地域的にいっても、隅田駅の前に行けないのかなと

思うし、それと真土地区、ここについてもコミュニティバス、行っていませんね。それで、あやの台のショッピングモール、ここにもまだ停留所を設けていただけていないと。山手の平野区については、新しい今度の改正の折にコミュニティバスを乗り入れてくれるような計画もあると聞いておるんですが、その辺についてはまだ改善されないで来ていると私は思いますので、今後の計画についてはそういったところも十分に酌みとっていただいて、新ルートの改定をお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）東ルートに関しましては、以前も地元の方々からも、今、議員のご質問にございましたような内容につきまして要望等もいただいております。そういうことの中で、やはり現在の民間のバス会社とのバッティングの問題もございましたので、現在のところ答えを出していない状況でございます。今後、公共交通の全体、市の総合、全体の交通体系を踏まえる組織も設置いたしましたので、この中で、今いただいたようなご質問も含めまして検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。

それと、つけ加えてなんですが、デマンドバスというのもございまして、この間も同僚議員の中からちょっとございましたんですが、こういったことで停留所に呼び出しのスイッチを設けたりして、呼び出しておる停留所に向けて、乗客がおられるんやったらそこへ行くとか、無線を利用して取り組んでいるところもあるので、そういったこともいろいろ新しい方針も入れながら、よろしく願いしておきます。

次の3番です。宅配サービスや移動販売を

民間参入で行うことはできませんかということで、市内の大型店舗とか、あるいは民間のスーパーなどが宅配サービスとかインターネットを活用して、いろいろと行っていただいておりますということなんですが、民間参入ということで、商店街なんかもそうなんですが、民間の活力ということで、中山間部に移動販売バスというか、そういったトラックで販売していくということも可能じゃないのかなと、今後については思います。

国のほうも中小商業活力向上支援の事業ということで、そういったこともあるんですが、そういったことも照らし合いながら、今後についてはいろんな取り組みを考えていきたいと思うんですが、市内で大きなスーパーなどが現在、移動販売を行っていただいているのかな。大きなところ、オークワとか松源とかAコープ、いろいろもろもろあると思うんですが、そういったところをお願いをして移動販売をしていただく。商店街もそれは協力しながらやっていくというような対策も今後は考えられるんですが、そういったことについては調査というのか、していただいておりますか、現在のところ。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

調査等は現在行っておりません。その中で、今、議員がおっしゃられたような、新たに商店街の振興組合等が中小商業活力向上支援事業、これをいかしまして、民間活力の中で宅配サービスや移動販売、こちらのほうに寄与していただけるということでございましたら、本市といたしましてもそちらのほうの後押しをさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。

次の4番目、小規模の公設民営の買い物等ができる施設を設けてはいかがですかということで、これは現在、青空市とか地域でいろんな農産物の販売をしておるところに魚を置いたりお肉を置いたりとか、そういったことを、今度公設が力をちょっと助けてあげていただいて、そういった広場において民営の方が経営をしていくというようなこともできるんじゃないかなとも思ったりもするんですが、公民館単位でしているところもあるんですが、そういったことは考えられておりませんか。難しいかな。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

公設民営の店舗等につきまして、今言われている買い物難民の対策につきましては、人の店舗までの移動手段に対するの対策とか、また宅配など、物資の移動手段の対策かと考えられます。店舗の設置につきましては、今趣旨と不向きと考えますので、先ほども申し上げさせていただきましたが、民間活力の導入によりまして商業の活性化に取り組んでいただくのが理想と考えますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）わかりました。私も思うてるんやけども、買い物というのはやはり、目に見えた形で、大きな広場へ行って自分の目で見て買い物したいというのもございます。インターネットというのもお年寄りについては使いにくいというのもあるし、それと、やっぱり、移動販売で行っていくのか、そうか足をどないぞ確保したるから、自分で選んでいただくというのが一番得策というか、私もその辺は思うとるんですが、いろんな問題等があると思うんですが、その辺についても、今後については市のご協力もいただきたいと思います。

いうことで。

それで、5番の、営利目的の、今は原則禁止されておるんですが、こういった活力を生かして、公設の建物とか、いろんなところを利用しながら活用していくとか、そういうことも、今後商店街が取り組んでいく場合にも、お借りしたい、使用したいということもあって、こういったことに向けて柔軟な対応をしていただきたいということで、今後またひとつよろしく願いしておきます。これはまた活用できる。国のほうは今、前向きに柔軟な対応をとっていったらどうか、各自治体に判断を任せていくようなことを言うておるんですが、その辺についてもひとつよろしく願いしたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）答弁、要りますか。要望ですか。

○9番（上田良治君）今後についてはもう、よろしく願いしておきます。答弁は結構です。

次の、2番の住宅用火災警報器の設置についてお尋ねをいたします。

消防長のほうから答弁をいただきました。既存住宅の設置状況及び設置場所についてなんですが、これは35.3%ということで、状況をお答えいただいたわけなんですが、全国的には46.5%、県のほうでは39.6%ということで、ちょっと橋本市は遅れとんのかなと思うたりもいたします。

それで今度、2番の購入価格と設置費用についてなんですが、これはまちまちであるということで、1台3,000円から4,000円ということなんですが、これもまとめ買いをしたら、一つ買うより三つ買うほうが安うなっとなんていうことで、こういったこともどないぞ、これは台所とかは設置せんでええと。寝とるところとかいうかな、そういうところには設置しなければいけないことになっているので、今、

ひとり暮らし。廊下にも設置していかなあかんということ。1台でだいたい平均どれぐらいというのはわからないんですが、2箇所、3箇所、最低でもそれぐらい要ると思いますので、まとめ買いをしていただいたら安いよという、そういったことも周知していただきたいなど、かように思っております。それはそれでいいんです。

それと、3番の高齢者、障がい者などの世帯及び生活困窮者の支援対策はありますかということで、今のところ何もないということなんですが、これについては、やはり、生活が困窮されている方なんかについては、なかなか3,000円、4,000円、それが2箇所、3箇所となってくると大変な金額になってきますので、そういったことについては、今後、市のほうで補助をつけていただいたらどうかと思うんですが。特に、死傷者の年齢が、高齢者の方が非常に多いということで、高齢者が出火等によって死傷者の数が増えておることなので、その辺についても十分配慮していただきたいと思うんですが、今後については、その支援策は考えないということでしょうか。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）現在のところにつきましても、もともと住宅防火対策ということにつきましても、消防法においても、当該住宅における居住者の自己責任において安全性を確保すべきとの思想でありました。ですから、基本的には規制の対象外であったんですけども、住宅火災による死傷者が急増していることから、自己責任を全うするために効率的、効果的に死者発生を抑制を図るような必要最低限の義務付けが必要とされて、今回こういうような条例ができたんですけども、消防といたしましては、できる限り自分の命は自分から守るということを図っていただく



がために指導していきたいと、まずは、今の時点では普及推進を図っていきたいと考えております。現時点ではですよ。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）わかりました。

それと、高齢者の方が火災警報器を購入して設置していく場合なんですけど、これはねじ付けなんかで簡単につけられるということで、簡単に設置ができると思うんですが、高さとかの制限はないのかな。あるいは、脚立とかで、なるべく高いところにつけなさいとか、そういった制限はございますか。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）基本的には、寝室においても天井となっております。だから、取り付けは、高齢者の人についてはやはり取り付けには困難かなということで、また地域の方々と協議を図りながら、また消防団の人にもお願いしてでもつけれるように、また、業者にも少し格安でもつけていただくような推進をまたしていってもらおうかなと考えております。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）よろしく申し上げます。特に高齢者の方はけがをしたりする場合もあるかなと心配するので、そういった取り組みとか手助けをひとつよろしく支援したってほしいなと思うて。よろしく願いしておきます。

4番の悪質な訪問者の対策については、いろいろ広報でもうたっていただいておりますので、今後ともひとつよろしく願い申し上げます。

5番の今後、普及強化の取り組みについて、どのようなことをして呼びかけていくのかということに対しては、現在、消防署のほうで重点施策として取り組んでいくと。今のところそういったことは特に考えていないということなんですけど、これは一つ、私の提案なん

ですが、これをちょっと聞いてほしいんですが、今後の普及活動については今現在努力してくれとるんだけど、これを消防署で、火災警報器の購入者リスト、購入先のね。この購入先リストを作成していただくことはできないのかなと思います。

市内で火災警報器を販売しているところ、あるいは、うちは設置したるよと、そういうところを、リストを作成していただいて、それらをまとめていただいて、自治会とか区のほうで購入の呼びかけをまとめて、まとめ買いするような形で呼びかけていただければ、地区単位で購入すれば安くなると思うんよ、大量に買えばね。それと、普及啓発活動にも結びつくと思うので、そういうところを。市内業者も潤いますよね、よそで買うより。そういうことでどうかなと思うんですが、この提案についてどう思われますか。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）その件については十分検討しておりますし、今も問い合わせがあれば、市内の業者、それなりのところはあっせんをさせていただくんですけども、市内にはやはり業者がたくさんございます。ですので、値段もまちまちです。だから、うちは勧める場合については、NSマークというんですか、日本消防検定協会というNSマークのついた品物を購入してくださいというようにお話しさせていただいております。ですので、その辺については、値段が3,000円やら4,000円、また機種によっても、ピーピーと音だけで発生するものと、「火事です、火事です」と言うのと、またひものついたやつ、いろいろあるんです。その辺についても十分、地域の方々と協議していただいて購入していただくほうがいいのかなと考えております。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）よろしく願いしてお

きます。

次に、3番目に移ります。AEDの点検についてということで、市内のほうも大変増やしていただきまして、67箇所に設置していただいておりますということで、ありがとうございます。結構でございます。

AEDの作動確認に関する調査、これについてもアンケート、いろんなことで調査をされておるといことで、これも安心しているところでございます。ありがとうございます。

それと、3番のバッテリー交換についても、これは買い取りとレンタルということで2種類あるということなんですが、レンタルのほうはSECOMと契約して、二、三年で随時バッテリーとかパッドをかえていただいておりますということで、それはそれでありありがとうございます。よろしく今後ともお願いしておきます。

それと、AEDを使用した回数ほどの程度あるかということで、今のところないということで、非常に、今までなかったということで、それはそれでいいんですが、6番の担当を決めて日常点検をされておりますかということなんですが、これは、小学校とか中学校では職員室の中にあると。各役所とか市民病院等でもあるんですが、これは日常点検ということで毎日点検をしていただいているのかなと。それとチェックリストというんですか、毎日の点検しているチェックリスト、そういったものも作成して、きっちりやられておるのかなということで、再度お伺いいたします。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）まず、消防署ですけれども、消防本部は、先ほども述べさせていただいたとおり、朝の勤務交代できちっとしております、毎日。その中でも、日誌までつけておるかということになりますと、そこまで

はまだ触れていないと。ただ、日常のチェックにつきましては画面で、ふたを取っていただいたら簡単に確認できるようになっております。良かったら電気がついてますし、ついていない場合はバツということになっておりますので、役所のほうにつきましても同様のことで、きちっと確認はできておるものと聞いております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。今後ともこのAEDが正常に作動できるのか、そういった日常点検をひとつよろしくお願い申し上げます。

担当を決めて、毎日日常点検をするというのも、これは習慣付けをしていただきたいと思います、こういったことに、講習会等でも2,142人の93回行っていただいておりますということで、事例がいろいろあって、AEDで不具合ですね、これが疑われたケースが全国で328件あるということで、それとリコールも21万台が対象となっておりますということで、そういった事例もありまして、日常点検をされておっても、こういったいろんな問題が起こってくるということで、今後についても、生死にかかわる機種だけに、よろしく点検をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、9番 上田君の一般質問は終わりました。